

川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年6月16日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 39 号

川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和7年川西市条例第2号）付則第2号に規定する規則で定める日は、令和7年6月16日とする。